

# 農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和4年7月26日 4農政第185号農政部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内の事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図るため、県内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備及び再生可能エネルギー設備の更新及び新設（以下「更新等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。
- (2) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (3) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電システム等）をいう。
- (4) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内事業者のうち、省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業経営体（主たる業種が農業・水産養殖業）
- (2) 農業協同組合（漁業協同組合を含む）
- (3) 土地改良区及び土地改良区連合
- (4) 県域農業関係団体
- (5) (1)から(4)に掲げる者以外の者であって、第1条の趣旨を達成するために知事が特に  
相当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者
- (4) その他知事が適当でないとする者

(交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるとおりとし、各事業の補助率等、補助下限額及び補助上限額は別表1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 省エネ設備更新等事業 省エネ設備の更新等を行う事業
- (2) 再エネ設備導入事業 再エネ設備を新たに設置する事業

(交付対象設備)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由により、別表2に定める規格等を満たさない設備への更新等を行う場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(交付対象経費)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要経費をいう。）
- (2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）
- (3) 処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費
- (2) 中古の設備の導入に係る経費
- (3) 諸経費（リース料、保証料等）
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 第9条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(事業計画の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して知事に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）の写し（当該年度が属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。以下「特定期間」という。）に係るものに限る。）（従業員数21人以上の申請者に限る。）（なお、従業員とは労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。（以下同様））

(3) エネルギーコスト削減等計画書（様式第3号）（従業員数21人未満の申請者及び次項の協議により前号に掲げる書類を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められた者（以下「エネルギーコスト削減等計画書提出者」という。）に限る。）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、やむを得ない理由により前項第2号に掲げる書類を提出できない場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

3 第1項の承認を受けてから次条第1項の交付申請までの間に、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第6号）により知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、第10条第1項第1号のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

（交付の申請）

第8条 前条第1項の承認を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第9条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの

イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上増減しないもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、事業実施主体が法的団体以外の場合など、競争入札に付し難い場合は、複数の業者からの見積もりを徴取するなど、適正な事業費による執行に向けた取組を行うものとする。

(4) 補助対象経費に関して、国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。

(5) 令和5年度に、同年度を初年度とする特定期間に係る事業活動温暖化対策計画を提出すること（従業員数21人以上の申請者に限る。）。

(6) 令和4年度から次条に定める事業期間の最終年度まで継続して、長野県地球温暖化対

策条例第12条第9項又は第10項の規定により報告すべき実施状況等を知事に報告すること（従業員数21人以上の申請者に限る。）。

- (7) 第18条第1項の規定による事業実績報告書の提出を行った日の属する年度（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の4月30日（第16条第1項の承認を受けた場合は、知事が別に定める日）までに、エネルギーコスト削減等実績報告書（様式第5号）を知事に提出すること（エネルギーコスト削減等計画書提出者に限る。）。
- (8) 次条に定める事業期間の最終年度まで継続して、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱、その他法令及び条例の規定を遵守すること。
- (10) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

#### （事業期間）

第11条 本事業の事業期間は、第9条の規定による交付の決定があった日の属する年度の翌年度から起算して3年度目の末日までとする。

#### （内容の変更等）

第12条 第10条第1号の規定による承認の申請又は同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

#### （申請の取下げ）

第13条 申請者は、第9条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第9条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

#### （事前着手）

第14条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第7条第1項の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

(繰越承認申請)

第16条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第11号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第17条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（第16条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の2月28日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真

(2) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類）

(3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（（産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し、フロンの引取証明書の写し（フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。）及び家電リサイクル券の写し（一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。））

(4) 導入した設備の保証書の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第19条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、第12条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第9条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 第21条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書(様式第15号)を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間(以下「処分制限期間」という。)内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産(以下「処分制限財産」という。)を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する(使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書(様式第16号)を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

対象事業	補助対象設備の区分	補助率	補助下限額 及び上限額
省エネ設備 更新等事業 及び再エネ 設備導入事 業	省エネ設備及び下記 を除く再エネ設備	ア 補助対象経費 150 万円以下 2/3 以内 イ 補助対象経費 150 万円を超える部分 1/2 以内	補助下限額 50 万円 補助上限額 500 万円
	太陽光発電システム (50kW 未満、全量 売電を除く)	定額 (出力 1kW 当たり 4 万円以内)	

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。



別表2（第5条関係）

設備	対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものと水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
		一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、又は圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
		換気装置（熱交換型）	JIS B 8628 (全熱交換器) で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
		温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003 (温風暖房機) JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び	最大効率〔熱出力又は有効発熱量(kW) / 燃料消費量(kW換算)〕85%以上

				用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	
照明設備	更新	業務用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8106 （施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具）で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具（一般用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。）	省エネ基準達成率100%以上※1
		一般用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8115 （家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具）で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具（防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。）	省エネ基準達成率100%以上※1
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 （業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法）で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下の汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。）	省エネ基準達成率100%以上※1
		一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C 9607 （電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上※1
エネルギー管理設備	新設	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統一単位（原油換算kL）での閲覧、運用改善に資するデータの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動で	原油換算省エネルギー量（kL）3%以上削減（新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較）

				エネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。	
		凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒーターの消費電力を低減させるため、ヒーターと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒーター温度を一定に制御するもの。	消費電力量 (kWh) 50%以上削減
恒温設備	更新	チラー (冷却水循環装置)	JIS B 8613 (ウォータチリングユニット)、空気調和用に供するもの以外の水又はブラインを用いるチリングユニット	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン (不凍液) を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力 (kW) / 定格消費電力 (kW) 2.0以上
		一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220 (家庭用ヒートポンプ給湯機) JRA 4060 (業務用ヒートポンプ給湯機)	(家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 (業務用ヒートポンプ給湯機) 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率 100%以上※1
		高性能ボイラ	JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造)、JIS B 8203 (鋳鉄ボイラー)	(陸用ボイラ) 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ (陸用ボイラ) 並びに附属設備及び附属品 (車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く。) であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、	ボイラ効率 90%以上

			構造) 及び JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式) で定める陸用ボイラー、JIS B 8417 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水発生機)	蒸気又は温水を発生させるもの。 (真空式温水発生機・無圧式温水発生機) 灯油・A重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機。	
熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語) で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力 (又は動力) 及び有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット (原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上又は発電効率 30%以上
電気制御設備	更新	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6 kV 油入変圧器) JIS C 4306 (配電用 6 kV モールド変圧器)	(配電用 6 kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz のもの。 (配電用 6 kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの (単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz) 。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		産業用モータ	JIS C 4034	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、イン	省エネ基準達成率 100%

			(回転電気機械)で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	バータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機。	以上※1
窓	更新	複層ガラス、真空ガラス及びサッシ	JIS R 3209 (複層ガラス) JIS R 3225 (真空ガラス) JIS A 4706 (サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシ(天窗は除く。)であり、複層ガラス(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)又は真空ガラスを有するもの。 建築物の窓として使用する複層ガラス単体(ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)又は真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率(W/m <sup>2</sup> ・K)の改善が見込まれること
再エネ設備	新設	太陽光発電システム(自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象)	JIS C 8960 (太陽光発電用語)及びJIS C 8905(独立形太陽光発電システム通則)で定める独立形太陽光発電システム及び系統連系形太陽光発電システム	(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。 (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)。	太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が1kW以上50kW未満に限る。なお、過積載率(太陽光パネルの最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力の合計値×100)は100%以上とすること。(10kW未満の場合を除く。)
	新設	木質バイオマスエネルギー利用	木質チップ、木質ペレット、薪	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が500万円未満のもので	

		設備	等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	あること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	
--	--	----	--------------------------	--	--

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネ基準（トップランナー基準）がない場合は、エネルギーコスト削減効果（通年エネルギー消費効率：A P F、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

